

秦野市伊勢原市環境衛生組合の執務時間を定める規則

(平成元年6月4日 規則第5号)

改正 平成5年4月23日 規則第3号

(執務時間)

第1条 秦野市伊勢原市環境衛生組合の執務時間は、秦野市伊勢原市環境衛生組合の休日を定める条例（平成元年秦野市伊勢原市環境衛生組合条例第2号）第1条第1項に規定する日を除き、午前8時30分から午後5時までとする。

(執務時間の特例)

第2条 前条の規定にかかわらず、事務の性質上必要があるときは、執務時間を変更し、又は延長することができる。

附 則

この規則は、平成元年6月4日から施行する。

附 則（平成5年4月23日規則第3号）

(施行期日)

1 この規則は、平成5年4月24日から施行する。